

令和元年第1回（5月）上牧町議会臨時会会議録

議事日程

令和元年5月14日（火）午前10時開会

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 議長選挙について
- 第 3 副議長選挙について
- 第 4 会議録署名議員の指名について
- 第 5 議席の指定について
- 第 6 会期の決定について
- 第 7 常任委員の選任について
- 第 8 議会運営委員の選任について
- 第 9 報第1号 専決処分報告について
上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第10 報第2号 専決処分報告について
上牧町税条例等の一部を改正する条例について
- 第11 報第3号 専決処分報告について
上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第12 報第4号 専決処分報告について
公用車の接触事故について
- 第13 議第1号 上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第2号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について
- 第15 議第3号 上牧町及び平群町における西和地域の広域連携に係る連携協約の締結に関
する協議について
- 第16 議第4号 上牧町及び王寺町における西和地域の広域連携に係る連携協約の締結に関
する協議について
- 第17 議第5号 三郷町及び上牧町における西和地域の広域連携に係る連携協約の締結に関

する協議について

第18 議第6号 斑鳩町及び上牧町における西和地域の広域連携に係る連携協約の締結に関

する協議について

第19 議第7号 上牧第二中学校屋根改修工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

第1から第19まで議事日程に同じ

追加日程第20 上牧町財政問題特別委員会の設置及び委員の選任について

追加日程第21 上牧町ごみ処理問題特別委員会の設置及び委員の選任について

追加日程第22 静香苑環境施設組合議員の選出について

追加日程第23 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について

追加日程第24 常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について

追加日程第25 議員の派遣について

追加日程第26 議第8号 議会選出監査委員の選任について

出席議員（12名）

1番	牧 浦 秀 俊	2番	東 初 子
3番	上 村 哲 也	4番	木 内 利 雄
5番	竹之内 剛	6番	吉 中 隆 昭
7番	富 木 つや子	8番	康 村 昌 史
9番	遠 山 健太郎	10番	石 丸 典 子
11番	東 充 洋	12番	服 部 公 英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	西 山 義 憲
教 育 長	松 浦 教 雄	総 務 部 長	阪 本 正 人
総 務 部 理 事	中 川 恵 友	都 市 環 境 部 長	杉 浦 俊 行
住 民 福 祉 部 長	濱 田 寛	水 道 部 長	中 村 真
教 育 部 長	塩 野 哲 也	総 務 課 長	山 下 純 司
税 務 課 長	松 井 良 明	こ ども 支 援 課 長	寺 口 万 佐 代
生 き 活 き 対 策 課 長	林 栄 子	保 険 年 金 課 長	井 上 弘 一
教 育 総 務 課 長	丸 橋 秀 行		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山 本 敏 光	書 記	山 口 里 美
書 記	高 木 寛 行		

開会 午前10時00分

○**議会事務局長（山本敏光）** おはようございます。事務局長の山本です。

本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が議長の職務を行うこととなっております。年長の吉中議員をご紹介します。

吉中議員。

（吉中隆昭議員 議長席着席）

○**臨時議長（吉中隆昭）** おはようございます。ただいまご紹介されました吉中でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

————— ◆ —————

◎開会の宣告

○**臨時議長（吉中隆昭）** ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第1回上牧町議会臨時会を開会いたします。

————— ◆ —————

◎開議の宣告

○**臨時議長（吉中隆昭）** これから本日の会議を開きます。

————— ◆ —————

◎町長の挨拶

○**臨時議長（吉中隆昭）** 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○**町長（今中富夫）** 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和元年第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には早朝よりお集まりいただき、まことにありがとうございます。

さて、議員の皆様方は、先月の統一地方選挙におきまして住民の代表として選ばれました。おめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。これからは議会の場を通じお互い議論を深め、よりよい上牧町をつくり上げていきたいというふうと考えております。どうぞ、今後も議員皆様方の一層のご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

報第1号、2号、3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。内容につきましては、報第1号は、地方税法施行令の一部を改正する法律の施行に伴う上牧町国民健康保険税条例の一部改正でございます。報第2号は、地方税法の一部改正に伴う上牧町税条例等の一部改正でございます。報第3号は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴う上牧町介護保険条例の一部改正でございます。報第4号につきましては、公用車の接触事故による損害補償として、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。議第1号は、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴う上牧町税条例の一部改正でございます。議第2号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。議第3号、議第4号、議第5号、議第6号は、西和地域の広域連携に係る連携協約の締結に関する協議についてでございます。これは、西和地域5町、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町で病児保育施設を設置し、病児保育事業を実施するものでございます。議第7号は、上牧第二中学校屋根改修工事請負契約の締結についてでございます。

以上のとおり案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議の上、承認、議決賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◇

◎議事日程の報告

○臨時議長（吉中隆昭） 挨拶が終わりましたので、お手元に配付しております議事日程のと

おり、議事を進めてまいりたいと思います。

◇

◎仮議席の指定について

○臨時議長（吉中隆昭） 日程第1、仮議席の指定について。

仮議席は、会議前に、くじにより決定した、ただいま着席の議席を指定いたします。

◇

◎議長選挙について

○臨時議長（吉中隆昭） 日程第2、議長選挙について。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「投票で」と言う者あり）

○臨時議長（吉中隆昭） 投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（吉中隆昭） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に康村議員、富木議員、遠山議員、以上の3名を指名いたします。よろしく願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（吉中隆昭） それでは、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（吉中隆昭） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(投票箱点検)

○臨時議長(吉中隆昭) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番から順次に投票をお願いいたします。

(投票)

○臨時議長(吉中隆昭) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○臨時議長(吉中隆昭) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(吉中隆昭) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、東議員4票、服部議員8票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、服部議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(吉中隆昭) ただいま議長に当選されました服部議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

議長に当選されました服部議員より、議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

服部議長。

(12番 服部公英 登壇)

○12番(服部公英) 皆さん、こんにちは。今回当選させていただきました服部でございます。令和元年、今回議長に当選すること自体、身の引き締まる光栄なことであると思います。

上牧町運営については、議会と町政が車の両輪のように、しっかりと定めた方向と一緒にかじを取っていけるように、皆さんの意見をまとめながら、議長の職務を果たしていきたい

と思いますので、どうぞこれからも皆様のご協力、よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（吉中隆昭） 議長が選ばれましたので、議長と交代いたします。

議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（服部公英） それでは、再開いたします。



◎副議長選挙について

○議長（服部公英） 日程第3、副議長選挙について。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「投票で」と言う者あり）

○議長（服部公英） 投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（服部公英） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に東議員、竹之内議員、上村議員の3名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（服部公英） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(服部公英) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番から順番に投票願います。

(投票)

○議長(服部公英) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(服部公英) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、石丸議員5票、牧浦議員7票。

以上のとおりであります。

この選挙における法定得票数は3票であります。

よって、牧浦議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(服部公英) ただいま副議長に当選されました牧浦議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をします。

副議長に当選されました牧浦議員より、副議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

牧浦議員。

(1番 牧浦秀俊 登壇)

○1番（牧浦秀俊） 副議長選挙当選に当たりまして、所信を表明させていただきます。

議会運営に関しては、議会基本条例を生かし、いいものはいい、だめなものはだめと代弁者の役割を果たして、二元代表性の一翼を担うことができるよう、議員の皆様と力を合わせていきたいと考えております。住民にとって最良の結論を導き出すためには、民主的な論議が何よりも重要であります。自己研鑽に努め、対等、平等、公平な議会運営に力を尽くすことを申し上げます。そして、議会基本条例の精神を生かした議会運営のために、議長の補佐役として力を尽くす所存でございます。皆様、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（服部公英） どうもありがとうございました。

それでは、休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前11時20分

○議長（服部公英） それでは、再開いたします。



◎会議録署名議員の指名について

○議長（服部公英） 日程第4、会議録署名議員の指名について。

会議録の署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。上村議員、東議員を指名いたします。両議員、よろしく願いいたします。



◎議席の指定について

○議長（服部公英） 日程第5、議席の指定について、これを議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

1 番、牧浦議員、2 番、東議員、3 番、上村議員、4 番、木内議員、5 番、竹之内議員、6 番、吉中議員、7 番、富木議員、8 番、康村議員、9 番、遠山議員、10 番、石丸議員、11 番、東議員、12 番、服部議員。

以上、ただいま申し上げたとおり指定いたします。

なお、6 月の定例会までに、事務局の方で名札の差しかえを行いますので、本日の会議は、ただいま着席の仮議席のまま行いたいと思います。よろしく願いいたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（服部公英） 日程第 6、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

◇

◎常任委員の選任について

○議長（服部公英） 日程第 7、常任委員の選任について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

委員の選任については、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（服部公英） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員の選任については議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から常任委員を指名いたします。

なお、委員の定数につきましては、委員会条例第 2 条の規定により、総務建設常任委員 6

名、文教厚生常任委員6名となっておりますので、念のために申し添えます。

総務建設常任委員に、上村議員、木内議員、竹之内議員、富木議員、東議員、服部議員、以上6名を、文教厚生常任委員に、牧浦議員、東議員、吉中議員、康村議員、遠山議員、石丸議員、以上6名をそれぞれ選任いたします。

委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表いたします。



◎議会運営委員の選任について

○議長（服部公英） 日程第8、議会運営委員の選任について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（服部公英） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任については議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第4条の第2項に規定されておりますので、念のために申し添えます。

議会運営委員に、木内議員、吉中議員、富木議員、康村議員、遠山議員、東議員、以上6名を選任いたします。

委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表いたします。

この際、IT会議、広報委員会につきましても、他の委員会同様、選任したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（服部公英） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、委員の選任については議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。IT会議に、竹之内議員、東議員、遠山議員、富木議員、木内議員、牧浦議員、以上6名を選任いたします。

広報委員に、遠山議員、竹之内議員、東議員、石丸議員、上村議員、康村議員、以上6名を選任いたします。

委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表いたします。



◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第9、報第1号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第1号 専決処分報告について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求めます。

令和元年5月14日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 報第1号 専決処分報告について、ご説明いたします。

専第1号 専決処分書、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

今回、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、上牧

町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の趣旨でございますが、平成30年12月14日付で平成31年度税制改正大綱が定められ、その中に国保税に係る負担の公平性を図るため、軽減措置の拡充と課税限度額の引き上げが盛り込まれました。

それでは、内容についてご説明いたします。

第2条、課税額。第2条第2項で国民健康保険税の保険料の基礎課税額、これは医療保険分に係る課税限度額、現行58万円を3万円引き上げ61万にいたします。また、同条第23条第1項も付随し、58万円を61万円に改正いたします。なお、後期高齢者支援分19万及び介護納付分16万は据え置きとさせていただきます。

続きまして第23条、国民健康保険税の減額。第23条第1項2号では5割軽減になります。軽減する所得判定の基準につきまして、中低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯平等割が、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額、現行27万5,000円を28万円に、同条例第23条第1項3号は2割軽減になります。2割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額、現行50万円を51万円に引き上げるものでございます。国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者の保険税負担の軽減を図るものでございます。

条例の適用につきましては、平成31年4月1日からとさせていただきます。

以上、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 石丸典子です。

今回、専決処分で国民健康保険税の医療分の限度額が3万円増額とともに、法定の減額のところにおいては拡充をされるということで、毎年このような形で少しずつ専決処分の一部改正が行われているわけなんです。今回の改正で影響する世帯はどのぐらいか、わかるでしょうか。それぞれ限度額の増額分と軽減のところについてお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、2条関係の課税額になります。課税減額の引き上げにつきましては、平成30年度の実績から5世帯減少いたします。また、この国民健康保険課税額の影響額は89万3,000円に増加します。

それと、23条関係になります。国民健康保険の減額分でございますが、5割軽減に係る影響額といたしましては20世帯の増、金額といたしまして51万7,000円の保険税影響額が出ます。2割軽減に関しましては14世帯の増と試算しております。世帯数は14世帯、金額にいたしまして15万の保険税負担の影響が出るかというふうな試算をさせていただいております。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 遠山です。よろしく申し上げます。

今、内容の説明を部長からしていただきましたけども、ちょっと伺いたいんですが、今まで条例改正がありますと、タブレットですごく丁寧に背景を議会に説明していただいていたんですけど、この専決処分だけないんですよ。まず、それはなぜなかったのか教えていただけますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 遠山議員おっしゃるように、この分については提出をさせていただかなかったのは事実でございます。本当にわかりやすく事前に説明させていただくのであれば、説明書を提出させていただいた方がよかったのかなと、今、考えている所存でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 恐らくこれ、定例会でしたら議案の説明会とかがあって、そこであったと思うんですけど、逆に臨時議会でそれがないだけに、しっかりとしたタブレットの案内というか、この議案書だけないので、あえてないのかなという、勘繰ることはしないんですけども、あると思うので、その辺はしっかり背景があるわけですから、地方税法の改正に伴うということがあるので、そこはしっかりしていただきたいということは申し添えていきたいと思っております。

具体的な内容を1点だけ伺いたいと思うんですけども、公平面の観点から、基礎課税額の部分で58万円が61万円に3万円。この3万円の根拠、なぜ61万円になったのか。というか何で60万円じゃなく61万円なのか。このあたりはなぜですか。それを説明していただけますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 申しわけありません。今の3万円の上がり、前年度でしたら何万とかとかいう上がり幅で、もともと3万上がる根拠、ここまでは私、詳しく勉強させてもらってないところが現状でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 専決処分で緊急を要することだったので内容は理解するんですけども、基礎課税分とはいえ影響のあることなので、58がなぜ61になったのかはやっぱりきっちり説明ができないといけないと。単純に上げるのは構わない。じゃ、何で61万円なんですかということはきっちり説明できなきゃいけないというふうに僕は思います。部長、多分ご存じかもしれない。去年の11月に厚労省がガイドラインを出されているんです。国民健康保険の保険税の賦課限度額についてというのがあって、多分これは部長とかもご存じだと思うんですけど、そこに、平成31年度の基礎課税分はやはり公平性の観点から3万円上げたらどうかと、後期高齢者の部分については据え置いたらどうかというガイドラインが出ているんです。恐らくそれに基づいて地方税法が改正されて3万円上げたんじゃないかなという、そういう答弁になるかというふうに思うんですけども、いずれにしましても、上げただけではなくて、なぜ上げたのか、なぜその額なのかということは、やはりきっちりと住民の皆さんに説明をするということが説明責任なんじゃないかと思うので、今後はそれをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 遠山議員おっしゃるように、その根拠となる部分を示さなければ、住民の方々もどのようにして3万上がったのかという理解はしにくいかと思います。今後はその辺のことを重々検討いたしまして、その辺のところもしっかりお答えできるようにさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ぜひお願いします。

私の質問は以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第10、報第2号 専決処分報告について、上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(山本敏光) 報第2号 専決処分報告について。

上牧町税条例等の一部を改正する条例については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

令和元年5月14日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長(服部公英) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(西山義憲) 報第2号 専決処分報告について説明いたします。

専第2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日に施行されることから、上牧町税条例につきましても、適用日までに条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成31年3月29日に専決処分をさせていただいたものでございます。

今回、地方税法等の改正で、平成31年4月1日に施行される主な改正の内容といたしましては、住宅ローン控除、住宅借入金等特別税額控除の拡充を、現行の仕組みを3年延長、また、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る固定資産税の税額の減額措置の創設、軽自動車税課税の見直しについて、3段階で改正の見直しとなっております。

それでは、法改正に伴い改正いたしました、上牧町税条例の内容について説明いたします。

具体的な内容といたしましては、附則第7条の3の2につきまして、住宅借入金等特別税

額控除の拡充に伴う措置、いわゆる所得税の住宅ローン控除の改正により、従来の10年から13年に延長されることに伴う改正でございます。所得税から控除し切れない額につきましては、現行制度と同じ、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することとなっております。延長されました住宅ローン控除の対象は、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供しているものになります。また、個人住民税における住宅ローン控除の適用について、納税通知書が発送される時までという要件が削除され、納税通知書が発送された後においても控除は適用されることとなります。住宅ローン控除の延長に伴う減収額に関しましては、全額国費、地方特例交付金で負担されることとなっております。

次に、附則第10条の2につきましては、わがまち特例について、地方税法の改正に伴う条例中の項ずれ改正でございます。

次に、附則第10条の3につきましては、法規定の新設に伴う税条例の項の追加及び項ずれの改正でございます。附則第10条の3第6項で追加されました内容といたしましては、高規格堤防の整備に係る事業の用に供するために移設補償を受けた者が家屋を取得した場合の、固定資産税の減額を受ける場合の申告についての規定でございます。

また、平成31年度改正で、法附則第15条の8第4項に追加されており、減額割合は、居住用家屋は固定資産税が課せられる年から5年間3分の2、居住用以外の家屋に関しましては5年間3分の1の減額となっております。

附則第16条の改正につきましては、軽自動車税の税率の特例についての改正でございます。内容といたしましては、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、3段階で改正するものでございます。1段階目の改正で、13年を経過した軽自動車の税率に加算する、いわゆる重課税を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除する改正でございます。重課税につきましては、廃止でなく2段階目の規定を整備するための改正でございます。

次に、附則第16条の2の改正につきましては、附則第16条の改正に伴う語句の改正でございます。

次に、附則第22条の改正につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の規定に関する語句の改正でございます。

次に、第2条改正について説明いたします。

この改正につきましては、平成28年度改正条例、平成29年3月条例第12号の改正についてございまして、改正内容といたしましては、語句の追加、修正、また軽自動車の種別割の税率に関する条文、附則第15条の6は環境性能の特例に関する条文、附則第16条は軽自動車

税のグリーン化特例に関する条文の改正の内容でございます。

次に、第3条改正について説明させていただきます。

この改正につきましては、平成30年度改正条例、平成30年9月条例第23号の改正でございます。改正内容につきましては税条例第48条の語句の修正、追加の改正となっております。当条例は、法人税等の町民税の申告納付について規定した条文で、平成30年度の改正で法人の申告は電子申告で行う義務づけを追加しており、また新たに災害等により電子申告を使用することが困難であると認められる場合の申告期間の延長等の宥恕措置の追加の改正でございます。

附則では、第1条でこの条例の施行日を法改正の施行にあわせまして、平成31年4月1日としております。

第2条、第3条及び第4条では町民税、固定資産税、軽自動車税のそれぞれに関する経過措置を規定しております。

以上の内容で専決処分をさせていただきますので、ご報告申し上げます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 遠山です。

今、内容について細かく説明をしていただきました。内容については理解をさせていただきました。1つだけ、内容というよりも、今月、平成から令和に変わりました。今回、条例改正の第1条の部分で、私、平成45年度という表記にすごく違和感を感じます。ほかの既存の条例をあえて変える必要はないと思うんですけれども、今回そこが改正にもなったにもかかわらず平成45年という表記をした。これ、私は令和15年度にすべきではないかなというふうに思うんですが、これをあえて平成45年度というふうに表示をした理由がもしあったら、説明をお願いします。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） 今の遠山議員のご質問でございますが、この条例につきましては、先ほど申しましたように平成31年3月29日に専決処分しておりますので、その時点では、まだ令和がわかっていないと。4月1日に発表になりましたので、現状ではわかっておるんですけれども、それ以前の専決処分という内容になっておりますので、そういう明記になってお

るということでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 3月中の専決処分ということで、菅官房長官が発表したのが4月1日の11時だったということで、平成だという表記ですね。理解しました。

最後に、多分ないと思うんですけど、税負担軽減の中で高規格堤防の事業用地というのがあって、上牧町には2つの川があります、滝川と葛下川。これは高規格堤防に該当するような河川ではないという認識でよかったですか。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） 当町に存する河川については、この高規格堤防に該当はしないという認識を持っております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） わかりました。ありがとうございます。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） それでは、あと、聞いてもらわなかったところを聞かせてもらいます。

平成29年度に実施された軽自動車税のグリーン化特例が2年延長されたということなんですけど、31年度から3段階で改正されますが、第2号アの表を使って説明いただけませんかでしょうか。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） 今お尋ねの軽自動車税のグリーン化特例に係る3段階の見直しということでございます。

まず、第1段階目につきましては、現行のグリーン化特例のうちの重課、使用年数は初年度登録から13年を経過する車両に係る部分でございますが、平成31年4月1日施行で改正をさせていただきました。第2段階につきましては、平成31年10月1日施行で重課の部分を再度規定させていただくんですけども、先ほど述べさせていただきました31年4月1日の重課につきましては平成31年度のみ重課という考え方を持っておりまして、金額の変更はございませんが、第2段階で改めて10月1日施行をもって改正をさせていただく予定となっております。第3段階につきましては、平成33年4月1日施行で、平成34年、35年の軽課車両を電気自動車のみ限定するという旨の改正が行われる予定となっておりますので、改正に対

応をさせていただくべく税条例の改正をさせていただきたいと考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） そしたら、平成30年度にグリーン化特例を受けた車両はどうなるんでしょうか。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） グリーン化特例というのは、登録をされた直後に課税をされる部分、1回限りの措置となりますので、2年度以降については1万800円という税額に変更になるということでございます。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。ありがとうございます。

それでは、平成30年4月1日から平成31年3月31日までは、先ほど説明していただいた軽課税率が適用されるということでいいんですね。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） はい、そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とし、再開は1時からとさせていただきます。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） 再開いたします。



◎報第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第11、報第3号 専決処分報告について、上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第3号 専決処分報告について。

上牧町介護保険条例の一部を改正する条例については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

令和元年5月14日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 報第3号 専決処分報告についてご説明いたします。

専第3号 専決処分書。上牧町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

改正の概要についてご説明いたします。

今回、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、上牧町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の趣旨でございますが、低所得者の保険料軽減強化については、10月以降の消費税引き上げによる財源の手当であることを反映し、2020年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定されております。地域における医療及び介護の給付的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に必要な規定の整備を行うものでございます。

続きまして、低所得の保険料軽減強化及び同軽減税額に係る一般会計から特別会計への繰り入れの基準を見直しさせていただきます。

改正の内容についてご説明いたします。

上牧町介護保険条例第2条、保険料率。第2条第2項で軽減賦課年度の平成30年度を31年度に改め、軽減保険料2万7,000円を2万2,500円に改める軽減を行います。この軽減額は、同条例第2条第1項第1号に規定いたします額3万円に段階別の保険料第1段階の負担割合を基準額に戻し、今回改正させていただく基準割合0.375を乗じて得た額が2万2,500円となります。

次に、同条に2項を追加させていただきます。第2条第3項は、同条第1項第2号に規定します4万2,000円に段階別の保険料第2段階の負担割合を基準額に戻し、今回改正の基準割合0.575を乗じて得た額が3万4,500円になり、前項に規定する2万2,500円を3万4,500円と読みかえ、平成31年及び32年度の各年度において適用させていただきます。

第2条第4項、同条第1項第3号に規定します4万5,000円に、段階別の保険料、第2段階の負担割合基準額に戻し、今回改正の基準割合0.725を乗じて得た額が4万3,500円となり、第2項に規定する2万2,500円を4万3,500円と読みかえ、平成31年及び32年度の各年度において適用させていただきます。

条例の適用につきましては、平成31年4月1日からとさせていただきます。

以上、ご審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 牧浦です。お願いします。

かなり難しかったんですけども、1段階、2段階、3段階でどれぐらいそれぞれ下がると試算されてますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、第1段階でございます。対象人数が1,391人と試算させていただきまして、第1段階の場合は以前からも軽減があります。その差額分が156万4,875円。第2段階、第3段階については新たな軽減になります。第2段階につきましては、今お答えさせてもらったのは全部町負担分になりますが76万5,000円、それと第3段階が14万4,375円、これはあくまで町負担分という形で捉えていただければありがたいと思います。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） ありがとうございます。それでは、それぞれ町負担なので結構ですけども、目減りする分の補填の説明をお願いしたいんですが、それは国・県とか調整交付金の中に入るのかどうか。それと、また町では補正を打つのかどうか。お願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今言いましたこの部分がありますので、これは補正予算の適用になります。私どもが算定していますのは、その差額247万4,250円が町負担、これがこの状態でいかせていただければ、6月の定例会に提出させていただきます。

それと、先ほどのもう1つのご質問なんですが、国庫の部分が2分の1、それと県費が4分の1、先ほど申しました240万云々が町負担分4分の1という形で6月の補正予算に計上させていただくという形になります。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） それは、県と国は調整交付金の中で行われるのでしょうか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） この負担割合の国・県の分は負担金でおりてまいります。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 国庫負担金でおりてくるんですか。

○生き活き対策課長（林 栄子） はい。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。聞いておきます。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第4号の上程、説明、質疑

○議長（服部公英） 日程第12、報第4号 専決処分報告について、公用車の接触事故について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第4号 専決処分報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、報告する。

町道上牧町滝川台1丁目付近の接触事故について。

令和元年5月14日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、報告の内容の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 報第4号 専決処分報告についてご説明します。

専第4号 専決処分書につきましては、平成31年1月24日午前9時ごろ、上牧町塵芥焼却場職員が運転する公用車パッカー車が滝川台1丁目地内の町道を走行中、自宅敷地内から出てきた車と接触する事故が発生しました。その事故の相手方と示談が平成31年4月2日に成立し、損害賠償決定による賠償金8万9,588円を賠償することで和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定される町長の専決処分として、平成31年4月11日に処分させていただきましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

ご審議、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 今、部長から詳細の内容の説明がありました。平成31年1月24日、これたしか木曜日だと思いますけども、午前9時ごろにパッカー車が、ご自宅から出てきた車

と接触をしたというような内容だったと思います。イメージからすると、パッカー車が走っていて、家からぼっと出てきたのとぶつかったということだと思えるんですけども、損害賠償の額8万9,588円ということなのでどちらが悪いのかということもあると思うんですけども、過失割合はどうなっているのかということと、あと今後の防止策をどのように考えているかご説明お願いできますでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 訂正をお願いします。専決処分として平成31年4月11日と処分させていただいたということですが、4月2日の誤りです。大変申しわけありません。

それと、過失割合ですけども、上牧町側は2割、相手方は8割でございます。今後の職員の対応ですが、規律を守って職員に安全指導をするように、課長から、また職員等を集めて訓示等をしたいなということだと思っております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 過失割合が2対8ということですね。わかりました。2対8ということを見ると、なかなか防止したくてもできなかった事故だったのかなということは推察するんですけども、ぜひとも今後気をつけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

よって、本案の報告は終了いたしました。



◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第13、議第1号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第1号 上牧町税条例の一部を改正する条例について。

上牧町税条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年5月14日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（西山義憲） 議第1号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、一部が同年6月1日から施行されることから、上牧町税条例につきましても施行日までに改正する必要がありますので、上牧町税条例の一部を今回改正するものでございます。

今回、地方税法等の一部改正で施行されました主な改正内容といたしましては、ふるさと納税制度の見直しの改正でございます。

それでは、法改正に伴い改正いたします上牧町税条例の内容についてご説明いたします。具体的な内容といたしましては、寄附金税額控除、いわゆるふるさと納税制度の見直しにつきまして、第34条の7、個人住民税の特例控除等の税額控除が受けられる寄附金は地方税法第314条の7に規定のある特例控除対象寄附金とすることとし、寄附金に対する返礼品の調達に要する費用額が寄附金額の3割以下とし、地場産品とする改正でございます。

附則第7条の4、附則第9条及び附則第9条の2におきましては、地方税法の一部改正に伴う文言の改正でございます。附則では、第1条で、この条例は令和元年6月1日から施行としております。第2条では、住民税に関する経過措置を規定いたしております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 牧浦です。お願いします。

これは単なるふるさと納税過度返礼品による条例の改正でよかったのか。それと、また計算方法は変わってないのかどうか、ちょっと確認させてください。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） これは国から示されましたふるさと納税制度の見直しがベースにございまして、当町における個人住民税の控除に係る部分を変更するものでございます。計算方法等につきましては、変更はございません。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） ありがとうございます。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第14、議第2号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第2号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年5月14日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第2号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一

部を改正する省令の公布に伴い、上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

内容についてご説明いたします。

第7条、保育所等の連携。第7条の2項は新設する本条第4項と規定を合わせるための整備でございます。第7条に第4項及び第5項を追加いたします。第7条の第4項では、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることといたしております。ただし、第7条第5項では、家庭的保育事業等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設、または地方自治体が運営費を支出、支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認めるものを、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行うものとして、適切に確保しなければならないと明記しております。

第17条、食事の提供の特例。第17条第2項、第4項は「乳幼児」を「利用乳幼児」に改める改正で、「乳幼児」は乳幼児一般の意味ではなく、利用乳幼児、家庭的保育事業等を利用している乳児または幼児の意味であることから、今回の改正にあわせて「利用乳幼児」と改めさせていただきます。

「附則第3条において同じ」を削る改正は、附則第3条の経過措置の対象に「家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業」を加えるための、同項中の「第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る」が削られることに伴い、本号の「附則第3条において同じ」が不要となります。

続きまして、第38条関係につきましては、基準省令本号の子ども子育て支援法の法律番号を削る改正は、同法の初出箇所が第7条5項に移ることから、本号中の同法の法律番号を削る整備でございます。

第46条、連携施設にかかる特例。第46条に第2項を追加し、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることといたしております。

次に、附則第3項は、家庭的保育事業のうち家庭的保育者の居宅において行われるもののみを対象としていましたが、家庭的保育事業全般を対象とすることから、家庭的保育者の居宅以外での保育を提供している家庭的保育事業も対象に含める整備を行わせていただいております。

附則第4項、本項の「特例保育所型事業所内保育事業者を除く」を加える改正は、本則、

新設の第46条第2項で特例保育所型事業所内保育事業所は連携施設の確保をしないことができるとしたこと、本条の経過措置の対象から特例保育所型事業所内保育事業者を除くものでございます。

また、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業につきましては、自園調理により行う必要な努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用猶予をする経過措置を5年から10年とする適用猶予期間の延長を公示させていただいております。

この条例は公布の日から施行するものとしたしております。

以上が今回提出させていただきました内容等になります。議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 石丸典子です。

現在の上牧町における家庭的保育事業所の現状を説明、お願いいただけますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、上牧町において事業所は存在しません。

○10番（石丸典子） わかりました。はい、結構です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） 富木でございます。2点ほどお伺いいたします。

上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、今、存在しない、事業所はないということでしたが、今回改正する点ですが、町としてこの事業の目的をどのように捉えているのか。また、現状は今お聞きいたしました。それと特徴を教えてくださいと思います。

それともう1点は、先ほどありました連携施設、これは小人数でということの中で、3歳を過ぎると連携した施設に入園ができるということでしたが、連携施設が必要であることとないということと、先ほど2通り説明があったかと思いますが、もう少しその辺の説明をお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、先ほど、今現在上牧町に所在する事業所等はないという

お答えをさせていただいております。もともとこの部分につきましては、主に待機児童等があるかと思えます。対象者とされる者はゼロ歳児から2歳児の方がほぼ対象になれる方だと思えます。今後も待機児童が出る可能性もなく、そういう形をご利用いただける形もないかもしれませんが、もしそういう形があったとした場合における整備を整えておかなければならないかというふうなことが1点でございます。

それと、あと先ほども申されました、いろんな保育事業所の部分はどういうものがあるかとおっしゃっていただいたものについてでございますが、いろいろな形があります。それは大きく申し上げまして受け入れ人数にもよるかと思えます。まずは、小規模保育事業といたしまして、A型、B型、C型がございます。これも面積要件、職員設置の面積、処遇云々がございます。それ以外に家庭的保育事業所と事業所内保育事業、それと居宅訪問型保育事業等が存在してまいります。

○7番（富木つや子） わかりました。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第3号から議第6号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第15、議第3号 上牧町及び平群町における西和地域の広域連携に係る連携協約の締結に関する協議について、日程第16、議第4号 上牧町及び王寺町におけ

る西和地域の広域連携に係る連携協約の締結に関する協議について、日程第17、議第5号 三郷町及び上牧町における西和地域の広域連携に係る連携協約の締結に関する協議について、日程第18、議第6号 斑鳩町及び上牧町における西和地域の広域連携に係る連携協約の締結に関する協議について、以上の4件の議案については、この際一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、一括して提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第3号 上牧町及び平群町における西和地域の広域連携に係る連携協約の締結に関する協議について、議第4号につきましては、上牧町及び王寺町以下、第5号につきましては、三郷町及び上牧町、第6号につきましては、斑鳩町及び上牧町となり、連携を行う相手方の公共団体が異なりますが、内容等々につきましては同じものとなります。これは連携協約の制度上の締結の規定となります。事務の広域行政には地方公共団体相互の協力として協議会、事務の委託などがあり、団体の組合などを含め7つの制度がございます。その中で、連携協約は地方公共団体の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化され、国家間の条約のように地方公共団体間で連携協約を締結できる新たな仕組みとして、地方自治法第252条の2として平成26年5月23日成立、同年5月30日に公布された、比較的新しい広域行政の取り組みとなります。

この内容としましては、同程度の規模、能力がある市町村間での水平、相互補完的、双務的な役割の分担、地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の手續もビルトイン、これは自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができるということです。事務分担だけでなく、政策面での役割分担についても自由に盛り込むことが可能。別組織、組合、協議会をつくらず、より簡素で効率的な相互協力の仕組みがメインとなります。これらを勘案させていただきまして、事務の共同処理の中で連携協約という形を選択させていただきました。

それでは、締結いたします連携協約の内容等についてご説明させていただきます。

この協約は、児童福祉法第34条の18第1項及び子ども・子育て支援法第59条第11項の規定に基づく病児保育事業を西和地区病児保育室において実施するため、または連携し、事務を処理することにより行政サービスの維持及び向上を図るとともに効率的な行政運営を促進し、もって共通する諸課題の解決及び一体的かつ持続的な発展に寄与するために、地方自治法第252条の2の規定に基づき、基本的な方針及び役割を定めるために連携協約を締結するものでございます。また、連携協約上、制度上ですが、先ほども申しましたように、上牧町を含

む5団体との連携協約を締結させていただくものになっております。

それでは、まず、第1条に目的を定めさせていただいております。圏域5町、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町及び王子町における行政サービスの維持及び向上を図るとともに効率的な行政運営を促進し、もって共通する諸課題の解決及び圏内の一体かつ持続的な発展に寄与するため、基本的な方針及び役割を定めております。

第2条に、目的を達成するための取り組み分野における役割分担を、第3条では、経費負担を明記し、役割分担に基づき事務を処理するために要する経費は協議して定めるものとしております。

第4条は、連携協約の推進及び連絡調整を図るため、連絡会議の開催等をうたっております。

第5条は連携協約を推進するための協議を、第6条に協約の変更及び廃止をうたっております。この連携協約の規定を変更し、または廃止をしようとする場合は、協議により、地方自治法第252条の2、第4項の規定に基づき、あらかじめ議会の議決を得るものとしております。

第7条には、この連携協約の効力を発する日を、令和元年5月21日からとさせていただいております。

以上、今回提出いたしました、7条からなります西和地域の広域連携に係る連携協約の内容となります。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、議第15号から議第18号までを一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 石丸典子です。

今回、近隣の5町で一斉にこのような形で連携協約の議案が出てきているのかと思うんですけど、それで、5月21日から効力が生ずるという内容で、この西和地域の病児保育所の開所予定は令和2年1月というふうに資料からはなっておりますけれども、これは、今後においては西和医療センターに委託される事業となるんですが、今年度の当初予算でもそのことが出てきておりましたけれども、場所においては現在の西和医療センターの中の院内保育所の隣接する駐車場に設置されるというふうに理解しています。それで、今後議会の議決が必要となる項目は出てくるのでしょうか。そのことを1点お伺いするものです。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 現在予定させていただいておるのは、協定書の変更がない限りは、その部分についてはないかというふうに思っておりますが、西和医療センター（仮称）の中の病児の設置条例と設置の規則を9月議会に向けて検討させていただくという形を今現在は考えております。

○10番（石丸典子） はい、結構です。ありがとうございます。

○議長（服部公英） 先ほど議第15号から議第18号までと申しましたが、議第3号から議第6号までを一括して審議を行いますに訂正をさせていただきます。

それでは、ほかにございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） 富木でございます。

この点は今説明があったとおりでございますが、西和地域5町で新たな病児保育事業を行っていくということでございますが、31年度の当初予算でも計上されておりました341万5,000円、この点について、当初の施設の整備費と、それからあと年間の運営費はこの341万5,000円の中に入っているのか、そこら辺の内訳だけを教えていただきたいのと、それから今も9月議会にまた上程をされるということでございますが、開設までのスケジュールがどのようになっているのか、その点お願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、費用の部分でございます。施設の費用といたしまして、その中の上牧町の割当分としましては268万7,000円を施設建てる分については……。

○7番（富木つや子） 268万7,000円。

○住民福祉部長（濱田 寛） 268万7,920円。出の部分ですから切り上げになりますが、268万8,000円とさせていただいています。それと、運営費についてですが、一応、予定とさせていただきましては1月ということで、令和元年になりますが、元年の部分については運営をさせていただくのは約3カ月ぐらいになるであろうという見込みから、3カ月分を残りの部分で計上させていただいているという形になっております。以後の部分については今後、今のところ時間配分、受付の時間も8時からというふうにさせていただいておりますが、今後はこの辺の部分もいろいろアンケートをとらせていただいたり、町長からも指摘されておるんですが、もうちょっと時間の早い7時から開園できないかとかいうふうなことも、いろんなことを踏まえて、令和2年度につきましてはこの運営費についてはもう一度検討させていた

だいて、できるものであれば試算して、また令和2年には計上させていただくというふうに考えております。

続きまして、次の流れでございますが、まずざくっとした流れとしましては、今現在こういう形で上げさせていただきました。それから、その後終わりました、5月中にできれば5町村で調印式を行わせていただきます。その後、調印式を行った旨で県の届出義務になりますので、県の方に届けさせていただきます。その中で連携協約ができたということも広報を通し、ないしそういう形で住民の方々には周知をさせていただく。そして、その次になりますが、届出をさせていただいた次に、今現在は三郷町が事務局を担当していただいております、事務局に一任させていただきます、連名でもって西和医療センターに契約させていただいたり、その事業の発注に係る見積もり等をとらせていただきます。それがございまして、先ほども申しましたように、その流れとしまして、9月ごろには設置ができるのであれば設置条例、設置規則を議会に上程させていただき、このまま工事に入らせていただきまして、令和2年1月からのオープンに向けて順次行っていかせていただくという考えを持っております。

○7番（富木つや子） はい、わかりました。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 遠山です。引き続きよろしく申し上げます。

今回の協定の締結に関する協議については、さきの議員からもありましたけれども、西和地区での病後児保育の拡充という意味で、予算委員会でも議論になったことの具体的な内容だと思います。部長から説明がありましたけれども、地方自治法第252条の2が平成26年にできまして、7つの取り組みです。より柔軟に対応できるようにするというので改正になったんですけど、この第252条の2というのがちょっとわかりにくい条項で、最近も改正がいろいろあったんですけど、その中で確認をしたいことがあって、先ほどスケジュールの確認があったんですけども、今回議決があって、令和2年1月オープンまで7カ月あるんです。9月に条例と規則の上程がなされるという話がありますけれども、開所までの具体的なスケジュールのイメージ、もう一度整理して教えていただけないでしょうか。それが1点、まずお願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 先ほど申しましたように、スケジュールとしましてはまず5月

にこれを出ささせていただいて、7月には各町村で法令の審査会をしたり、連携協約の締結後は公募で愛称とかをいろいろ決めさせていただき、9月に先ほど申しました西和地区病児保育所設置条例を上程させていただき、その次に実施要綱の制定をさせていただき、続きまして、その次に11月ごろに向けては住民に周知をさせていただく。12月ごろは事前登録を開始させていただき、1月から運用というざっくりした形になっております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 今、部長の方から住民の方々への周知の時期まで詳しい説明をしていただいております。スケジュールについては理解をいたしました。

続きまして、これ、お願いになるんですけど、今回広域連携の一環ということで、上牧町のまちづくり基本条例第36条、町は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体、国及びその他の機関と互いに連携を図りながら協力しなければなりませんという、まちづくり基本条例に基づいてやったということで、これは総務部の理事にぜひお願いをしたいんですが、まちづくり基本条例の検証委員会があります。検証シートがあります。この広域連携協約というのは一番上に上げるぐらいの形で、こういう形で実はちゃんとやっていますということをぜひお願いをしたいというふうに思うんですけども、お願いしてよろしいですか。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 検証につきましては、毎年総合計画、総合戦略、また基本条例については条例の見直しということで30年度の実施もさせていただいておりますので、今後そういう分におきましても見直しをさせていただき、周知、そういった取り組みもしているということで、検証の中、また住民の方々についても周知していきたいと思っております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 最後に、今回、協議会を設置しないで、協約を締結して連絡会議を設けるということで、ややもすると主体性という意味ではかなり難しく、じゃ、この5町でどこが主体的にするのかというのは難しいかもしれないですが、そこは問うところではないのでしっかり5町で連携をしながらお願いしたいなと思いますけれども、最後にすごく細かい話で恐縮なんですけど、タブレットですごく丁寧に、カラーで、図まで書いていただいております。これ、できればなんですけれども、連携協約のイメージというところでもありますよね、左下とかにあるんですけど、これ、せつかなので、A、B、Cじゃなくて5町にして、矢印とかをして、こういうふうにやりますというふうにしたら。これはあ

くまで連携協約の、地方自治法の説明にしかならないので、今回の協約はこういう形で5町がやるんですという形でイメージをした方がよりわかりやすかったのではないのかと思うんですが、そのあたり、また改善を求めますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 引用させていただいたとおりだということで。ただ、おっしゃっていただいているように、今現在、私どもが出させていただいている連携協約は5町で結ばせていただく。その5町の図があった方がよりわかりやすいかと思います。それは今後そういうことがあるような状態が出てきましたら、そのように適宜、よりわかりやすく説明をつけ加えさせてもらうようにさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ぜひお願いをしまして、令和2年1月のオープンに向けてスムーズにオープンなされるように、議会に議決を求めなければいけないところは議会の方も真摯に協力をしながら、議論をしながらオープンに向けてみんなで進めていけたらいいというふうに思います。

私の質問は以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから、議第3号から議第6号までを一括して討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから一括して採決いたします。

議第3号から議第6号までの4件の議案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、議第3号から議第6号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第19、議第7号 上牧第二中学校屋根改修工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第7号 上牧第二中学校屋根改修工事請負契約の締結について。

上牧第二中学校屋根改修工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第5号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

令和元年5月14日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

- 1、工事名。上牧第二中学校屋根改修工事。
- 2、工事場所。北葛城郡上牧町大字下牧地内。
- 3、工事期間。契約の日から令和元年9月30日まで。
- 4、工事金額。1億476万円（うち消費税及び地方消費税額776万円）。
- 5、契約の相手方。奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1。村本建設株式会社奈良本店。執行役員本店長、高田幸伸。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 議第7号 上牧第二中学校屋根改修工事請負契約の締結について、ご説明させていただきます。

平成31年第1回定例会において、平成30年度上牧町一般会計補正予算（第6回）として上牧第二中学校屋根改修工事に係る予算の決議をいただきました。この事業について、このたび入札業務も調い、契約の運びとなりました。契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約内容について説明させていただきます。

まず、入札の方法は総合評価落札方式でございます。

工事期間は契約の日から令和元年9月30日までとなっております。

契約金額につきましては1億476万円で、うち消費税及び地方消費税は776万円でございます。

契約の相手先は、奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1、村本建設株式会社奈良本店、執行役員本店長、高田幸伸でございます。

以上が上牧第二中学校屋根改修工事に係る請負契約の説明になります。慎重審議の上、議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 遠山です。私ばかりで申しわけないです。

議第7号について質問をさせていただきます。

今回の屋根改修工事ですけれども、予算特別委員会でやっぱり議論がされました。本体工事の期間であるとか騒音対策などについてですけれども、いま一度本体工事のスケジュール、より具体的に教えていただきたいということと、予算特別委員会では騒音対策など学校等とスケジュールについては十分協議をしますという答弁をいただいていると思うんですが、そのあたり変更がないか、まずその1点、教えていただけますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 工事日程につきましては、今のところ案としてですが、仮設足場工事につきましては6月から7月いっぱいまでを見ております。実質の本体工事、屋根の改修工事につきましては、部分的になりますが7月から8月の末までを予定しております。また、学校との協議ということで業者は決まっておりますが、今の最低限の条件といたしましては、南東の教室棟につきましては土日が主流ということになります。北東の特別教室については、授業のない部分を考えながら、音の出ない工事を中心として、基本的に音の出る工事は休みの日ということで、今考えているところであります。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 詳しくありがとうございます。本体工事は夏休み期間中に実施をするという予算特別委員会での答弁をいただいた内容のとおりだと思います。本体工事は7月から8月の末を予定していると。ちょっと議論になりましたけれども、今回夏休みが早まるんじゃないかという話がありますので、工期が逆に2週間短くなりますので、そのあたりはきっちり管

理をしながらやっていただきたいというふうに思います。

もう1点だけ。総合評価プロポーザル方式で入札があったということで伺っていますけれども、私が議会に入ってから4年間で12本ぐらい請負契約の締結がありましたけれども、この総合評価プロポーザル方式の考え方というのが、やはり全てのいろいろな工事の実績であるとか会社の大きさであるとか、具体的な工事の内容ということの評価するということで、ややもするとやはりどうしても大きい会社じゃないと入札できないというような問題点もあるんじゃないか。それによって、要は競合者が少なくなってしまうという問題があるかと思うんですが、そのあたり、教育部長でいいかどうかわからないですけど、どのようにお考えですか。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） 今、遠山議員お聞きの総合評価落札方式です。一般競争入札の方で今回させていただいております。この部分につきましても価格だけでなく評価して、いろいろな落札方式と異なりまして、品質を高めるための新しい技術、ノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価することによりまして落札者を決定するという方式になっております。価格と品質と両方を評価することによりまして、総合的にすぐれた業者を落札者と決定させていただけるということで採用させていただきました。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 重々承知をしています。反面、やっぱり額が、今回の額も大きいですし、例えば平成27年のときの上牧町の役場の耐震なんて、デジタルのやつだけ2億7,000万、額が大きいだけにより品質の面で大事だということで評価するんですけども、やはりどうしてもそれぐらいの大きいものとか品質管理ができるとなると、大きい会社、特にこのあたりだとそんなに大きい会社がたくさんないものですから、どうしても1者、2者に集中してしまうという問題点があるかと思うので、その辺を十分認識されていたら結構かというふうに思います。

私の質問は以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

上牧町の財政問題について調査、研究を進める上において、上牧町財政問題特別委員会の設置及び委員の選任について、これを日程に追加し、追加日程第20として議題としたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、上牧町財政問題特別委員会の設置及び委員の選任について日程に追加し、追加日程第20として議題とすることに決定いたしました。



◎上牧町財政問題特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（服部公英） 追加日程第20、上牧町財政問題特別委員会設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

この提案は、上牧町の財政問題について調査、研究を行うことを目的としております。

よって、お諮りいたします。

委員会条例第5条の規定により、6名の委員で構成する上牧町財政問題特別委員会を設置し、これに伴う審査を付託して、その審査終了まで、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、委員会条例第5条の規定により、6名の委員で構成する上牧町財政問題特別委員会を設置し、審査終了まで、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました上牧町財政問題特別委員会の委員の選任方法について、どのように取り扱えばよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（服部公英） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、委員の選任につきましては、議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。

上牧町財政問題特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項並びに第7条第1項の規定によって、上村議員、木内議員、富木議員、康村議員、遠山議員、東議員、以上6名を指名いたします。

委員会におかれましては、委員長及び副委員長の互選の上、私の方に報告をお願いします。後ほど発表いたします。

お諮りします。

上牧町のごみ処理問題について調査、研究を進める上において、上牧町ごみ処理問題特別委員会の設置及び委員の選任について、これを日程に追加し、追加日程第21として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、上牧町ごみ処理問題特別委員会の設置及び委員の選任について日程に追加し、追加日程第21として議題とすることに決定いたしました。



◎上牧町ごみ処理問題特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（服部公英） 追加日程第21、上牧町ごみ処理問題特別委員会の設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

この提案は、上牧町のごみ処理問題について調査、研究を行うことを目的としております。よって、お諮りいたします。

委員会条例第5条の規定により、7名の委員で構成する上牧町ごみ処理問題特別委員会を

設置し、これに伴う審査を付託して、その審査終了まで、閉会中の継続審査とすることにし
たいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

よって、委員会条例第5条の規定により、7名の委員で構成する上牧町ごみ処理問題特別
委員会を設置し、審査終了まで、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました上牧町ごみ処理問題特別委員会の委員の選任方法について、どの
ように取り扱えばよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(服部公英) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

よって、委員の選任につきましては、議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。

上牧町ごみ処理問題特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項並びに
第7条第1項の規定によって、牧浦議員、東議員、上村議員、竹之内議員、吉中議員、石丸
議員、東議員、以上7名を指名いたします。

委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたし
ます。後ほど発表いたします。

お諮りいたします。

静香苑環境施設組合規約第5条の規定による組合議員の選出について、これを日程に追加
し、追加日程第22として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、静香苑環境施設組合議員の選出について日程に追加し、追加日程第22として
議題とすることに決定いたしました。



◎静香苑環境施設組合議員の選出について

○議長（服部公英） 追加日程第22、静香苑環境施設組合議員の選出について、静香苑環境施設組合規約第5条の規定により、組合議員の選出を行います。

お諮りいたします。

組合議員の選出について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（服部公英） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、静香苑環境施設組合議員の選出につきましては、議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。

静香苑環境施設組合の組合議員として、康村議員を選出したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま発表しました康村議員を静香苑環境施設組合議員に選出することに決定いたしました。

お諮りします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合規約第5条第1項の規定による山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について、これを日程に追加し、追加日程23として議題といたしました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出についてを日程に追加し、追加日程第23として議題といたします。

◇

◎山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について

○議長（服部公英） 追加日程第23、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出につい

て、これを議題といたします。山辺・県北西部広域環境衛生組合規約第5条第1項の規定により、組合議員の選出を行います。

お諮りします。

組合議員の選出について、どのような方法にすればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(服部公英) 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出につきましては、議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員として、東議員を選出したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、東議員が山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に決定いたしました。

先ほど選任いたしました各常任委員会、議会運営委員会、IT会議、広報委員会、各特別委員会の委員長、副委員長を互選していただきたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時03分

○議長(服部公英) それでは、再開いたします。

各委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、報告をいたします。

総務建設委員会委員長、木内議員、副委員長、竹之内議員。文教厚生委員会委員長、遠山議員、副委員長、康村議員。議会運営委員会委員長、吉中議員、副委員長、富木議員。IT会議キャプテン、東議員、副キャプテン、竹之内議員。広報委員会委員長、竹之内議員、副委員長、上村議員。上牧町財政問題特別委員会委員長、東議員、副委員長、遠山議員。上牧町ごみ処理問題特別委員会委員長、石丸議員、副委員長、竹之内議員。

以上でございます。よろしくお願いたします。

お諮りいたします。

常任委員会については、委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については、議会運営について会議規則第74条の規定により、各委員長から、閉会中も継続して調査したいとの申し出があります。この申し出を日程に追加し、追加日程第24として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの継続調査の申し出を日程に追加し、追加日程第24として議題とすることに決定いたしました。



◎常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について

○議長（服部公英） 追加日程第24、常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について、これを議題といたします。

常任委員会については、委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については、議会運営について会議規則第74条の規定により、各委員長から、閉会中も調査が終了するまで継続調査したいとの申し出があります。この申し出どおり、所管事項の調査について、閉会中も継続して調査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、所管事項の調査については、調査が終了するまで、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議員の派遣について日程に追加し、追加日程第25として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてを日程に追加し、追加日程第25として議題といたします。

◇

◎議員の派遣について

○議長（服部公英） 追加日程第25、議員の派遣について、これを議題といたします。

本件については、議会議員が、行政分野にわたり、より専門的な知識を習得し、町民福祉の向上に寄与することを目的としています。令和元年において、会議規則第73条第127条及び上牧町議会議員研修及び行政視察の実施に関する要綱第3条に基づき、先進諸都市等、また研修会等に町議会議員を派遣したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、令和元年度に当町議会議員を先進諸都市等の視察及び研修会に派遣することに決定いたしました。

ただいま、町長から議会選出監査委員の選任について議案が提出されております。

お諮りいたします。

議会選出監査委員の選任について、議案を日程に追加し、追加日程第26として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出監査委員の選任について、議案を日程に追加し、追加日程第26として議題といたします。

富木議員の退出を願います。

（7番 富木つや子 退場）

◇

◎議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 追加日程第26、議第8号 議会選出監査委員の選任について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第8号 議会選出監査委員の選任について。

下記の者を議会選出監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年5月14日提出 上牧町長 今中富夫。

記。北葛城郡上牧町、富木つや子。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（今中富夫） 議第8号 議会選出監査委員の選任につきまして、富木つや子議員を監査委員に選任したいというふうに考えております。地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

富木議員、入場を願います。

（7番 富木つや子 入場）

○議長（服部公英） 以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（今中富夫） 全議案、承認、議決をいただきましてありがとうございます。

今議会で議長、副議長、また監査委員、それぞれ選任されました。また、委員会の委員長、副委員長、それぞれの委員会に委員さん、割り振りを行われました。これからまた皆さん方と新しい気持ちで上牧町のまちづくりに前進をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部公英） これをもちまして令和元年第1回上牧町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 吉 中 隆 昭

議長 服 部 公 英

署名議員 上 村 哲 也

署名議員 東 初 子